

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成25年笠間市条例第24号)新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積(以下「土地の埋立て等」という。)について、市及び土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、生活環境の保全_____を図り、もって住民の_____良好な生活環境を確保することを目的とする。 第2条～第4条 (略) (事業主等の責務) 第5条 事業主及び工事施工者(以下「事業主等」という。)は、事業を施工するに当たり、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう努めるとともに住民の_____良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。 2・3 第6条 (略) (許可) 第7条 事業区域の面積が<u>3,000平方メートル以下</u>の事業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りではない。 (1)～(5) 2・3 (略) (許可の基準)	(目的) 第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積(以下「土地の埋立て等」という。)について、市及び土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、生活環境の保全<u>及び災害の発生の未然防止</u>を図り、もって住民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保することを目的とする。 第2条～第4条 (略) (事業主等の責務) 第5条 事業主及び工事施工者(以下「事業主等」という。)は、事業を施工するに当たり、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう努めるとともに住民の<u>安全と</u>良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。 2・3 第6条 (略) (許可) 第7条 事業区域の面積が<u>5,000平方メートル未満</u>の事業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事業については、この限りではない。 (1)～(5) 2・3 (略) (許可の基準)

第8条 市長は、前条第1項の又は第3項の規定による許可の申請があった場合においては、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。

(5) 第6条に基づく事前協議が終了していること。

(6) 前条の規定による許可の申請をする事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア～シ (略)

(許可の条件)

第9条 市長は、第7条の規定による許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全_____のために必要な限度において、条件を付することができる。

第10条～第17条 (略)

(書類の備付け及び閲覧)

第17条の2 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第16条の2第1項の帳簿その他規則

第8条 市長は、前条第1項の又は第3項の規定による許可の申請があった場合においては、次に掲げる基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1)～(3) (略)

(4) その事業の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(5) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。

(6) 第6条に基づく事前協議が終了していること。

(7) 前条の規定による許可の申請をする事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア～シ (略)

(許可の条件)

第9条 市長は、第7条の規定による許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

第10条～第17条 (略)

(書類の備付け及び閲覧)

第17条の2 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、第16条の2第1項の帳簿その他規則

で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備付け、当該事業に関し生活環境の保全_____上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
(施工管理者の設置等)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可事業者は当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

第19条～第25条 (略)
(協力要請)

第26条 市長は、生活環境の保全_____のため必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主、事業に用いる土砂等を発生させる者、事業を行う埋立て等区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(1)～(3) 第27条～第29条 (略)

附則 (令和●年条例第●号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備付け、当該事業に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
(施工管理者の設置等)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可事業者は当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

第19条～第25条 (略)
(協力要請)

第26条 市長は、生活環境の保全及び災害の防止のため必要があると認めるときは、関係行政機関又は事業主、事業に用いる土砂等を発生させる者、事業を行う埋立て等区域の土地所有者等その他事業の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(1)～(3) 第27条～第29条 (略)

<u>(経過措置)</u>	
<u>2 この附則に別段の定めのあるもののほか、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。</u>	<u>(新設)</u>
<u>3 この条例の施行の際現に改正前の条例第7条第1項の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、改正後の条例第7条第1項の許可を受けたものとみなす。</u>	<u>(新設)</u>
<u>4 この条例の施行前にされた改正前の条例第7条第2項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第7条第2項の規定による許可申請とみなす。</u>	<u>(新設)</u>
<u>5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u>	<u>(新設)</u>